

# 手術の施設基準に係る院内掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

令和6年1月～12月実施件数	
(1) 区分1に分類される手術	実施件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
(2) 区分2に分類される手術	実施件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	31
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	2
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	16
(3) 区分3に分類される手術	実施件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	1
(4) 区分4に分類される手術	実施件数
子宮附属器腫瘍摘出術、腹腔鏡下子宮筋腫摘出、腹腔鏡下胆囊摘出術 等	366
(5) その他の区分	実施件数
ア 人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	81
イ 乳児外科施設基準対象手術	2
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0